

武田圭司に対する行政処分の概要

1 名宛人

武田 圭司（以下「武田」という。）

2 処分の内容

武田が、令和5年9月28日から令和5年12月27日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

- （1）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- （2）訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- （3）訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第8条の2第1項及び特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （1）別紙1のとおり、株式会社茜ホームアシスト（以下「茜ホームアシスト」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）武田は、茜ホームアシストの代表取締役（旧法第8条の2第1項及び特定商取引法第8条の2第1項に定める「役員」）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。